令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱

（令和７年３月１４日）

（趣旨）

第１条　三沢市は、市民と行政との協働によるまちづくりを推進し、住みよい地域社会の実現を図るため、町内会、ＮＰＯ、ボランティア団体等が自主的及び主体的に企画し実施する公益的な事業に要する経費について、令和７年度予算の範囲内において、三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和４７年三沢市規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　対象団体　補助金の交付対象となる団体をいう。

⑵　対象事業　補助金の交付対象となる事業をいう。

⑶　補助事業者　補助金の交付決定を受けた対象団体をいう。

⑷　補助事業　補助金の交付決定を受けた対象事業をいう。

（対象団体）

第３条　対象団体は、次に定めるところによる。

⑴　一般部門の対象団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

ア　代表者及び構成員の合計が５人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。

イ　組織の運営に関する規則（会則、規約等）を有し、総会等意思決定の会合を定期的に開催していること。

ウ　団体の活動拠点及び主たる活動の場が市内にあること。

エ　継続的かつ計画的に事業を行うことが可能であり、適切に会計処理（予算、決算を含む。）が行われていること。

オ　団体又は団体の代表者が三沢市税を滞納していないこと。

⑵　中高生チャレンジ部門の対象団体は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

ア　構成員の３分の２以上が学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定

める中学校又は高等学校等に籍を置く学生であって、かつ、代表者が１８歳以上の者であること。

イ　代表者及び構成員の合計が５人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。

ウ　団体の活動拠点及び主たる活動の場が市内にあること。

エ　団体又は代表者が三沢市税を滞納していないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象団体としない。

⑴　政治、宗教又は営利を目的とした団体

⑵　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

（対象事業）

第４条　対象事業は、次に定めるところによる。

⑴　原則として市内で実施される事業であること。

⑵　地域の課題解決、地域の活性化、地域への愛着の醸成を目的とした公益性のある事業であること。

⑶　事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確な事業であること。

⑷　補助金の交付が決定された年度の２月末日までに完了する事業であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

⑴　営利のみを目的とするもの

⑵　交付決定前に完了しているもの

⑶　補助金の交付を受けようとする年度において、市の他の補助金又は国県その他の機関からの補助金の交付を受けた、又は受ける見込みのもの

⑷　地区住民の交流会その他の親睦会に類するもの

⑸　施設等の建設及び整備を目的とするもの

⑹　政治、宗教又は選挙活動に関わるもの

⑺　法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの

⑻　その他公序良俗に反するもの

３　対象事業は、次に定めるところによる。

⑴　一般部門　地域を元気にするため、地域の課題解決や市の活性化に資する公益的な事業

⑵　中高生チャレンジ部門　生徒の柔軟な発想による、地域を元気にするため、地域の課題解決や市の活性化に資する公益的な事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとし、補助金の額は、次に定める額のいずれか低い方の額とする。ただし、一般部門にあっては１事業につき５０万円、中高生チャレンジ部門にあっては１事業につき３０万円を上限とする。

⑴　前条第３項各号に掲げる事業の区分に応じ、次に掲げる額

ア　一般部門　補助対象経費の１０分の９以内の額

イ　中高生チャレンジ部門　補助対象経費の１０分の１０以内の額

⑵　事業の支出総額から当該事業に係る収入を差し引いた額

２　前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の制限）

第６条　補助金の交付の申請は、１団体につき１事業についてのみ行うことができる。

２　対象団体は、市から補助金の交付を受けたことのある事業について、この要綱に基づく補助金の交付の申請をしてはならない。ただし、次に掲げるものについては、５年を限度に補助金の交付の申請をすることができるものとする。

⑴　数年にわたり事業を実施することで、著しく事業効果の向上が期待できるもの又は地域の活性化が顕著なもの

⑵　これまでの事業が改善され、事業効果の向上が期待できるもの

（補助事業の公募）

第７条　市長は、対象事業の募集をするときは、募集要項を定め、これを公表するものとする。

（提案書等）

第８条　対象事業を実施しようとする団体は、事業実施において関係する市担当課及び関連団体と事前に協議を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を、募集要項で指定する期日までに市長に提出するものとする。

⑴　一般部門

ア　三沢市協働のまちづくり市民提案事業（一般部門）提案書（様式第１－１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　事業収支予算書（様式第３号）

エ　団体の概要及び活動実績調書（様式第４－１号）

オ　団体構成員の名簿

カ　団体の会則、規約又はこれに類するもの

キ　団体の前年度の収支決算書

ク　団体の納税状況等確認同意書（様式第５号）

ケ　その他市長が必要と認める書類

⑵　中高生チャレンジ部門

ア　三沢市協働のまちづくり市民提案事業（中高生チャレンジ部門）提案書（様式第１－２号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　事業収支予算書（様式第３号）

エ　団体の概要書（様式第４－２号）

オ　団体の納税状況等確認同意書（様式第５号）

カ　その他市長が必要と認める書類

（対象事業の選考及び通知）

第９条　市長は、前条の規定による書類の提出を受けた事業について、協働のまちづくり市民提案事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）に意見を求めるものとする。

２　選考委員会での検討の結果、採択基準を満たす団体の補助申請額が当該年度の予算の範囲を上回る場合は、点数の高い順に採択するものとする。

３　市長は、選考委員会の結果を受けて速やかに補助事業採択の可否を決定し、結果を当該団体に通知しなければならない。

（申請書等）

第１０条　前条第３項の規定により対象事業の採択を受けた団体は、規則第４条１項による申請を次の各号に定めるところにより市長に提出しなければならない。

⑴　一般部門　三沢市協働のまちづくり市民提案事業費（一般部門）補助金交付申請書（様式第６－１号）

⑵　中高生チャレンジ部門　三沢市協働のまちづくり市民提案事業費（中高生チャレンジ部門）補助金交付申請書（様式第６－２号）

２　前項の申請書に添付する書類は、第８条に掲げる書類とする。ただし、同条第１項の提案において既に提出済の書類と内容が同一である場合は、添付を省略することができる。

（交付決定の通知）

第１１条　規則第５条第１項の規定による補助金の交付決定の通知は、様式第７号により行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第１２条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第５条第２項の規定により付された条件となるものとする。

⑴　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。

⑵　補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から５年間保存しておくこと。

⑶　補助事業の実施に当たり、補助金の活用事業である旨の周知に努めること。

（計画変更の承認）

第１３条　補助事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（一部

中止・中止・廃止）承認申請書（様式第８号）を市長に提出して、その承認を受けること。

⑴　事業主体の変更

⑵　補助事業の一部中止並びに中止及び廃止

２　市長は、前項の事業変更（一部中止・中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第９号により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第１４条　規則第６条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して７日を経過した日までにこれを行うものとする。

（補助金の請求）

第１５条　補助金の請求は、様式第１０号により行い、交付決定後に交付決定通知書の写しを添付して行うものとする。

（補助金の交付方法）

第１６条　補助金の交付の方法は、概算払（１０割概算交付）とする。

（状況報告）

第１７条　市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関し、三沢市協働のまちづくり市民提案事業遂行状況報告書（様式第１１号）により報告させることができる。

（実績報告書等）

第１８条　規則第９条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の３月１０日のいずれか早い期日までに、一般部門にあっては三沢市協働のまちづくり市民提案事業（一般部門）実績報告書（様式第１２－１号）に、中高生チャレンジ部門にあっては三沢市協働のまちづくり市民提案事業（中高生チャレンジ部門）実績報告書（様式第１２－２号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

⑴　一般部門

ア　事業活動完了報告書（様式第１３号）

イ　事業収支決算書（様式第１４号）

ウ　支出決算額内訳表（様式第１５号）

エ　経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）

オ　事業概要を確認することができる資料（写真、チラシ、ポスター等）

カ　その他市長が必要と認める書類

⑵　中高生チャレンジ部門

ア　事業活動完了報告書（様式第１３号）

イ　事業収支決算書（様式第１４号）

ウ　経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）

エ　事業概要を確認することができる資料（写真、チラシ、ポスター等）

オ　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項により提出された実績報告書等を公表し、市民に周知することができるものとする。ただし、個人情報に係る部分を除く。

（補助金の額の確定等）

第１９条　市長は、前条の規定による補助事業実績報告書等の提出を受けたときは、規則第１０条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第１６号）により通知するものとする。

２　第１６条により概算払を受けた補助金の精算額は、前項による補助金の確定額によるものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第２０条　市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人（以下「団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　補助金を補助の目的以外に使用したとき。

⑵　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　補助事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。

⑷　この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

（補助金の返還）

第２１条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取

り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第１７号により期限を定め、団体等に対してその返還を命ずるものとする。

２　市長は、第１９条第２項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、様式第１８号により期限を定め、団体等に対してその超えた額の返還を命ずるものとする。

（報告会等）

第２２条　補助事業者は、市長が行う補助金に係る事業実績報告会の開催等に協力しなければならない。

（その他）

第２３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

１　補助対象経費

区分	対象となるもの	対象とならないもの
報償費	外部から招いた講師、指導者、専門的知識や技術を有する協力者、出演者等への謝礼	⑴　団体構成員又は団体から常時雇用されている者への謝礼 ⑵　イベント、大会等の参加者に対する記念品、参加賞及び金券等
旅費	外部講師等の活動場所までの交通費及び宿泊費（原則実費、市の基準を上限とする。）	団体構成員等の会議や打ち合わせにかかる交通費
消耗品費	事業実施に直接必要な事務用品、木材や食材など原材料費	⑴　スタッフＴシャツ等、事業実施に直接必要ではないもの ⑵　その形状、性質を変えることなく、長期間の継続使用に耐える１万円以上の物品
燃料費	作業等に必要な機材（草刈り機や軽トラック）、レンタカー等の事業実施に直接必要な燃料費	会議や打ち合わせにかかる燃料費
食糧費	飲酒を伴わない外部講師等への食事代（昼食／夕食時をまたぐ場合のみ）及び飲み物代（上限額：1,000円／１人１回）	⑴　会議や打ち合わせ時の飲食費 ⑵　懇談会や慰労会での飲食費 ⑶　団体構成員の弁当代及び飲み物代
印刷製本費	資料等の印刷代、コピー代、ポスターやチラシの印刷、デザイン料。ただし、デザイン料の上限額はチラシＡ４片面につき２万円とする。１０万	団体構成員の名刺作成費

	円以上の場合は２社以上の見積書を提出すること。	
通信運搬費	事業の周知、連絡等に要する切手代や事業実施に直接必要な資材等の運搬費	インターネットや電話回線使用料及び携帯電話使用料、プリペイドカード等の経費
手数料	振込手数料	ＡＴＭ時間外手数料
保険料	イベント参加者やスタッフを対象とした傷害保険料やボランティア保険料などの経費	火災、地震等の家屋に係るもの
委託料	ステージの設営や音響機材の設置、操作など専門的な知識や技術が必要なもので、事業の一部を外部に委託する経費。ただし、対象経費の３０％以内を上限とし、１０万円以上の場合は、２社以上の見積書を添付すること。	団体構成員の担う役割や活動を他に委ねるようなもの
使用料及び賃借料	⑴　事業に要する会場使用料 ⑵　車両、機械等の借上料	⑴　団体構成員への賃借料等 ⑵　団体事務所の家賃（敷金、礼金を含む。）及び土地の使用に関する経費
その他	市長が必要かつ適当と認める経費	⑴　団体構成員に対する人件費や団体の経常的な運営に係る経費 ⑵　領収書等により団体が支払ったことが明確に確認できない経費 ⑶　補助事業に直接関係のない経費及び市長が社会通念上適当ではないと判断した経費

様式第１―１号（第８条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団　体　名
代表者氏名
電話番号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業
（一般部門）提案書

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業について、次のとおり提案します。なお、本制度の透明性を確保することに賛同し、この提案書及び下記添付書類を含め、今後提出する書類について、公開することを承諾します。

１事業の名称	
２事業実施予定期間	
３総事業費 （対象外経費を含む）	
４交付を受けようとする補助金等の額	
５添付書類	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　事業収支予算書（様式第３号） ⑶　団体の概要及び活動実績調書（様式第４－１号） ⑷　団体構成員の名簿 ⑸　団体の会則、規約又はこれに類するもの ⑹　団体の前年度の収支決算書 ⑺　納税状況等確認同意書（様式第５号） ⑻　その他市長が必要と認める書類

様式第１―２号（第８条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業
（中高生チャレンジ部門）提案書

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業について、次のとおり提案します。なお、本制度の透明性を確保することに賛同し、この提案書及び下記添付書類を含め、今後提出する書類について、公開することを承諾します。

１事業の名称	
２事業実施予定期間	
３総事業費 （対象外経費を含む）	
４交付を受けようとする補助金等の額	
５添付書類	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　事業収支予算書（様式第３号） ⑶　団体の概要書（様式第４－２号） ⑷　納税状況等確認同意書（様式第５号） ⑸　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第８条関係）

事 業 計 画 書（１ページ目）

○今回提案する事業について記入してください。

団体名	
事業名	
事業の 実施場所	

区分
新規　・　継続
同事業の申請　回目
参加予定の人数
約　　人 （うち構成員　　人）

事　業　概　要	主な審査項目
①現状の課題や問題点 ②事業実施のきっかけ ③目的 ④期待される効果 ⑤誰のため／何のためにやるのか？ ⑥どのような内容・方法で実施するのか？	必要性 公益性 協働性 将来性

事 業 計 画 書（２ページ目）

事業のスケジュール		主な審査項目
日程 (時期)	実施内容／場所／参加団体等	
		協働性 実現性

事 業 計 画 書（３ページ目）

○事業が複数年にわたって継続される場合は、事業の展開についてお書きください。
※１つの事業につき５年まで継続して提案できますが、毎年度申請が必要です。

年度	事業の実施内容	主な財源		主な審査項目
初年度 (　　年度)		補助金	自主財源	実現性 将来性
２年目 (　　年度)		補助金	自主財源	
３年目 (　　年度)		補助金	自主財源	
４年目 (　　年度)		補助金	自主財源	
５年目 (　　年度)		補助金	自主財源	

○市役所や各種団体との協働はなされていますか？

関係する市担当課または関連団体名	協議の結果	果たす役割や相乗効果など	主な審査項目
			協働性

○その他、特に伝えたいことがあればお書きください。

※用紙は日本産業規格Ａ４縦長とし、不足する項目は別紙を添付してください。

様式第３号（第８条関係）

事業収支予算書

区分		予算額	内訳
収入の部	売上収入	円	
	参加費収入	円	
	協賛金	円	
		円	
	小計（A）	円	
	団体負担金(自己資金)	円	
	市補助金	円	
		円	
	収入総額	円	

区分			予算額	内訳
支出の部	補助対象経費		円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		小計（B）	円	
	対象外経費		円	
			円	
			円	
			円	
		小計（C）	円	
	支出総額（Ｂ＋Ｃ）		円	

※内訳欄には、具体的な算出根拠を記入してください。（単価×数量＝金額）

【補助金額の算出の仕方】

①補助対象経費（Ｂ）＿＿＿＿＿＿円×（※補助率）≒＿＿＿＿＿＿円

②支出総額（Ｂ＋Ｃ）＿＿＿＿＿＿円－参加費等の収入（Ａ）＿＿＿＿＿＿円≒＿＿＿＿＿＿円

①と②のいずれか少ない金額（補助金申請額）＿＿＿＿＿＿＿＿円（千円未満の端数切捨て）

※補助率（一般部門：９０％　中高生チャレンジ部門：１００％）

様式第４－１号（第８条関係）

団体の概要及び活動実績調書

１団体の概要	(1) 団　体　名	
	(2) 代表者氏名	
	(3) 連　絡　先	住所： 〒
		電話／ＦＡＸ：
		メールアドレス：
		その他：(※団体のＨＰやＳＮＳのアカウントなど)
	(4) 団体所在地	〒 三沢市
	(5) 設立年月日	年　　月　　日
	(6) 会　員　数	人
	(7) 会　　費	１人当たり　　円／年間
	(8) 設 立 目 的	
２これまでの主な活動内容や実績		
３自己評価及び団体のアピールなど		

※団体の構成員名簿、会則、規約又はこれに類するものを任意の様式で添付してください。

様式第４－２号（第８条関係）

団体の概要書

団体名（だんたいめい）		
代表者	氏名（しめい）	
	住所	〒
	電話／ＦＡＸ	
	メール	
	その他 ※団体のＨＰやＳＮＳのアカウントなど	

＼	氏　名	学 校･学 年	住　所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

納税状況等確認同意書

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業の応募にあたり、私及び団体の納税状況等について、三沢市が確認事務をすることに同意します。

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※自署又は代表者印を押印ください。

様式第６－１号（第１０条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費
（一般部門）補助金交付申請書

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱第１０条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１事業の名称	
２事業期間	
３交付を受けようとする補助金等の額	
４添付書類	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　事業収支予算書（様式第３号） ⑶　団体の概要及び活動実績調書（様式第４－１号） ⑷　団体構成員の名簿 ⑸　団体の会則、規約又はこれに類するもの ⑹　団体の前年度の収支決算書 ⑺　納税状況等確認同意書（様式第５号） ⑻　その他市長が認める書類

※添付書類は、事業提案書提出の際にすでに提出している場合省略可。

様式第６－２号（第１０条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電話番号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費
（中高生チャレンジ部門）補助金交付申請書

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱第１０条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１事業の名称	
２事業期間	
３交付を受けようとする補助金等の額	
４添付書類	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　事業収支予算書（様式第３号） ⑶　団体の概要書（様式第４－２号） ⑷　納税状況等確認同意書（様式第５号） ⑸　その他市長が必要と認める書類

※添付書類は、事業提案書提出の際にすでに提出している場合省略可。

様式第７号（第１１条関係）

指 令 番 号
年　月　日

殿

三沢市長　　印

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費
補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので三沢市補助金等の交付に関する規則第５条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額　金　　円

様式第８号（第１３条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業
変更（一部中止・中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付け、三沢市指令第　　号をもって補助金交付決定を受けた三沢市協働のまちづくり市民提案事業について、下記のとおり変更（一部中止・中止・廃止）したいので、令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱第１３条第１項の規定により申請します。

記

１　変更（一部中止・中止・廃止）の理由

２　変更の内容

様式第９号（第１３条関係）

指 令 番 号
年　月　日

殿

三沢市長　　印

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業
変更（一部中止・中止・廃止）承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請のあったことについて、承認（不承認）とすることに決定したので令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱第１３条第２項の規定により通知します。

（不承認の理由）

様式第１０号（第１５条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団 体 名
代表者氏名　　印
電 話 番 号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金請求書

記

１　請求金額　　金　　円

ただし令和　　年　　月　　日付け、三沢市指令第　　号により交付の決定がありました補助金として上記のとおり請求します。

２　振込口座

⑴　金融機関及び支店名	
⑵　口座種別	□（普通）　／　□（当座）
⑶　口座番号	
⑷　口座名義（こうざめいぎ）	

様式第１１号（第１７条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業遂行状況報告書

　　年　　月　　日付け、三沢市指令第　　号をもって補助金交付決定を受けた三沢市協働のまちづくり市民提案事業の　　年　月　日現在の遂行状況について、令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱第１７条の規定により報告します。

記

１　事業遂行状況

	計画事業（A）	出来高事業（B）	未実施事業（A－B）	進捗率	備考
予算	円	円	円		
内容	１００％	％			

２　進捗状況報告

様式第１２－１号（第１８条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業
（一般部門）実績報告書

年　　月　　日付け、三沢市指令第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた三沢市協働のまちづくり市民提案事業が完了したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第９条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１事業の名称	
２事業完了年月日	
３添付書類	⑴　事業活動完了報告書（様式第１３号） ⑵　事業収支決算書（様式第１４号） ⑶　支出決算額内訳表（様式第１５号） ⑷　経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等） ⑸　事業概要を確認することができる資料（写真、チラシ、ポスター等） ⑹　その他市長が必要と認める書類

様式第１２－２号（第１８条関係）

年　　月　　日

（あて先）三沢市長

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業
（中高生チャレンジ部門）実績報告書

年　　月　　日付け、三沢市指令第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた三沢市協働のまちづくり市民提案事業が完了したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第９条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１事業の名称	
２事業完了年月日	
３添付書類	⑴　事業活動完了報告書（様式第１３号） ⑵　事業収支決算書（様式第１４号） ⑶　経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等） ⑷　事業概要を確認することができる資料（写真、チラシ、ポスター等） ⑸　その他市長が必要と認める書類

様式第１３号（第１８条関係）

事業活動完了報告書

⑴団体名（だんたいめい）	
⑵代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	
⑶事業名	
⑷事業の目的	
⑸活動の状況	
⑹事業の周知ＰＲの方法	
⑺事業の検証	（良かった点） （反省すべき点） （改善すべき点）
⑻今後の展開	

※実施状況を確認できる写真や事業が紹介された新聞記事の写し、ポスターやチラシ等の成果品、参加者に配布した資料などを添付してください。

様式第１４号（第１８条関係）

事業収支決算書

区　分		予算額	決算額	内　訳
収入の部	売上収入	円	円	
	参加費収入	円	円	
	協賛金	円	円	
		円	円	
	小計（A）	円	円	
	団体負担金（自己資金）	円	円	
	市補助金	円	円	
		円	円	
	収入総額	円	円	

区　分			予算額	決算額	内　訳
支出の部	補助対象経費		円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
		小計（B）	円	円	
	対象外経費		円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
		小計（C）	円	円	
	支出総額（B＋C）		円	円	

※内訳欄には、具体的な算出根拠を記入してください。（単価×数量＝金額）

※補助金額の算出の仕方

①補助対象経費（B）＿＿＿＿＿＿円×（※補助率）≒＿＿＿＿＿＿円

②支出総額（B＋C）＿＿＿＿＿＿円－参加費等の収入（A）＿＿＿＿＿＿円≒＿＿＿＿＿＿円

①と②のいずれか少ない金額（補助金申請額）③＿＿＿＿＿＿円（千円未満の端数切捨て）

※③が交付決定額を超える場合は、交付決定額を記入してください。

※補助率（一般部門：９０％　中高生チャレンジ：１００％）

様式第１５号（第１８条関係）

支出決算額内訳表

領収書番号	摘要	日付 年	月	日	報償費	旅費	消耗品費	燃料費	食糧費	印刷製本費	通信運搬費	使用料及び賃借料	その他		金額
対象経費															（円）
		小計B（対象経費）													
対象外経費															（円）
		小計C（対象外経費）													
		総事業費(B＋C)													

様式第１６号（第１９条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

殿

三沢市長　　印

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費
補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった、三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金については、下記のとおり額を確定しましたので、三沢市補助金等の交付に関する規則第１０条の規定により通知します。

記

（単位：円）

交付決定 補助金額	確　　定 補助金額 （Ａ）	交　付　済 補助金額 （Ｂ）	未交付額 （Ａ）－（Ｂ）	備　　考

様式第１７号（第２１条関係）

指　令　番　号
年　　月　　日

殿

三沢市長　　印

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費
補助金返還命令書

　　年　　月　　日付け、　　第　　号で通知をした補助金（交付決定・確定）については、令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱第２０条の規定により当該交付決定の全部（一部）を取り消し、同要綱第２１条の規定により補助金の返還を命ずる。

記

１　補助金返還額　＿＿＿＿＿＿円

補助金決定額（交付決定・確定）	円
補助金交付取消決定額	円

２　取消しの理由

３　補助金の返還期限　　年　　月　　日

様式第１８号（第２１条関係）

指　令　番　号
年　　月　　日

殿

三沢市長　　印

令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業費
補助金返還命令書

年　　月　　日付け、三広発第　　号で確定通知をした補助金については、令和７年度三沢市協働のまちづくり市民提案事業補助金交付要綱第２１条第２項の規定により補助金の返還を命ずる。

記

１　補助金返還額　＿＿＿＿＿＿＿円

２　補助金の返還期限　　年　　月　　日